

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年5月8日時点）	対応状況区分
1	29	指摘 1	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について 一 子ども家庭支援センターの見学 1 職場環境	子ども家庭支援センターは、要対協の調整機関を担うという職務上、各関係機関との連絡を密に取る必要がある。また、その連絡内容は多岐に渡り、1回の電話の使用時間も長くなることが想定される。その上、児童家庭相談等の電話は、相談電話が短時間で終わることは稀であり、長時間回線を占拠することも珍しくない。 そのような中で、養育に悩んだ保護者からの電話がかかってきたとしても、回線が全て使用中であるとの理由で、子ども家庭支援センターに繋がらなかった場合、支援の機会を逃すことにもなり得る。 また、使用可能な電話回線が少ないことで、電話を使用したいと思うタイミングで電話を使用できず、円滑な業務の遂行を阻害する事態も招きかねない。 <u>現状、20人前後の職員数に対し、電話回線4つというのは、業務の性質上少な過ぎるように感じられる。</u> <u>そこで、できるだけ早期に電話回線を増加するよう要望する。</u>	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターの電話回線使用状況としては、関係機関との連絡調整や、現地調査に出ている職員との連絡が主な使用用途です。特定の保護者の中には長時間にわたる電話相談もありますが、4回線全てが長時間占拠されることは極めて稀です。 当センターは訪問活動が多いものの、外勤中の職員からの電話連絡時に、回線が全てふさがっているため接続できないという状況は、これまで発生しておらず、現時点で回線を増加させる状況にはないと認識しています。今後、状況等を見ながら、必要となれば回線の増加を要望していきたいと考えています。	検討中
2	31	指摘 2	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について 一 子ども家庭支援センターの見学 3 ケース記録の保管状況	<u>今までのケース記録等を全て保管している現状において、早晚記録の保管場所の問題が生ずることが予想されるため、ケース記録廃棄に係る一定のルールを作成すべきである。</u>	子ども家庭支援センター	平成19年12月要保護児童対策地域協議会が設立されて以降、特に記録物が多くなっています。 ご指摘を受け、保管する書類については、システムで管理可能な経過記録や、簡略できる調査資料等については随時破棄していく等、令和2年1月にルールを決め、課内に周知しました。当該ルールに基づき運用します。	措置報告済
3	31	意見 1	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について 一 子ども家庭支援センターの見学 3 ケース記録の保管状況	子ども家庭支援センターからは、要保護児童が成人した後に、特定妊婦として、またその子が要保護児童として支援の対象としてあがってくるケースがあることから、記録を廃棄することについて躊躇するとの意見があった。 確かに、このようなケースにおいて、適切な支援を施すためには、過去のケース記録等が重要な情報となることは否定できない。もっとも、上述したスペースの問題もある上、公権力が一度収集した個人情報未来永劫保有し続けることには、抑制的でなければならないとも考える。 よって、一定期間の経過により記録を破棄する等、記録の保管についてルールの策定を検討すると共に、記録をデータ化する等効率的な保存方法を検討すべきである。	子ども家庭支援センター	保管に当たってのルールを令和2年1月に定めた中で、必要なものについてはPDF形式で保管していくこととしています。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目			指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年5月8日時点）	対応状況区分
4	40	意見 2	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) ア 人員配置について	現在の体制では、係長1人が、高知市が管理する案件の約半分をサポートしなければならず、係長の負担も大きい。そうすると、各ケースワーカーが、必要ときに係長の助けをもらえないとか、係長の助けを求めること自体を躊躇する等といった事態を招きかねない。 そこで、現体制から係長を2名増員し、各地区に係長を1名ずつ配置することが望ましいと考える。	子ども家庭支援センター	人員体制については、ケースワーカー一人当たり30～40件のケース管理を基準にしており、ケースワーカー職員を指導する係長不在時は、管理職がサポートしています。 係長を2名増員し、4名体制とすることは、ケース管理に効果のあるものと認識しており、現在配置されている2名の係長のうち1名の庶務担当係長がケース管理に専念できる体制の必要性も感じております。 改正児童福祉法の施行（令和6年4月施行）に伴い、こども未来部に母子保健課と子ども家庭支援センターの業務を統括する課外室「こどもみらいセンター」を設置し、体制を強化しましたが、御指摘の体制強化はできておらず、全庁的な人員配置のバランスもあることから、引き続き協議してまいりたいと考	検討中
5	41	意見 3	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) ア 人員配置について	要保護児童やその保護者との接し方に悩みを抱えている職員は多い一方、後述するように、そのノウハウは少ない。児童らとの対応方法については、マニュアルや研修で全てカバーすることは容易ではなく、経験豊かな人材から直接指導を受ける有用性は高い。 そして、仮に、上記係長の増員が高知市の人員配置の状況や予算の問題から実現が困難であるとしても、児童福祉の分野において経験豊富な人材を非常勤職員ないし再任用職員として雇用することで経済的かつ有効な業務遂行が期待できる。 そこで、各職員のサポートやアドバイザー的役割を担う経験豊かな人材を、非常勤ないし再雇用職員として雇用することを提案する。	子ども家庭支援センター	現時点では、子ども家庭支援センターでの業務経験がある職員は少なく、退職後の再任用等の配置はできておりません。そのため、人事課に対しては引き続き配置職員の経験年数を可能な限り長期化（5年以上）するように要望していきます。また、職員の資質向上のために、経験年数の長期化を図るだけでなく、専門機関の実施する研修への積極的な参加に取り組んでいきます。 教育との連携強化のために、平成26年度から教員職の派遣を教育委員会に依頼していましたが、教員不足により令和6年度から中止となっております。近年はヤングケアラーへの支援体制強化が求められており、教育との連携強化を図る必要があるため、今後は、教員職によるヤングケアラーアドバイザーの配置を検討してまいります。 今後のこども家庭庁の動向を注視し、児童福祉に関する知見豊かで有経験者の会計年度任用職員の増員や、再任用職員の配	検討中
6	41	意見 4	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) ア 人員配置について	一人前の児童福祉司になるには5年とはかかると言われているのが、児童福祉の分野である。 そのような中で、事務職員のほとんどは、子ども家庭支援センターに配属されて初めて、児童福祉の分野に踏み入れている実態がある。そして、その多くが数年で異動となっているようである。 このように、せっかく児童福祉の分野において専門性を身につけたとしても、数年の勤務の後に、センターを離れてしまうということが繰り返されてしまえば、専門性の高い職員がセンターに残らず、ノウハウの蓄積ができなくなってしまう。 そこで、特に高い専門性が求められる子ども家庭支援センターにおいては、職員の専門性向上のため、職員の適性を考慮した上で、職員の異動は抑制的にされることが望ましいと考える。	子ども家庭支援センター	現時点では、子ども家庭支援センターでの業務経験がある職員は少なく、退職後の再任用等の配置はできておりません。そのため、人事課に対しては現在配置されている職員の経験年数を可能な限り長期化（5年以上）するように要望しているとともに、対人関係構築に苦慮している支援対象者が多いことを踏まえ、経験年数の長期化のみでなく、専門機関の実施する研修にも積極的に参加し、職員の資質向上に取り組んでおります。 「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）」が令和4年6月に成立し、令和6年4月1日からこども家庭ソーシャルワーカーという新たな認定資格が創設されることから、ますます有資格者の配置が望まれます。 今後のこども家庭庁の動向を注視し児童福祉に関する知見豊かで有経験者の会計年度任用職員の増員や、再任用職員の配置について要望してまいります。	検討中
7	42	意見 5	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) イ マニュアル・研修の充実	ヒアリングの中で職員からも要望としてあがっていたように、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律の全体像が分かる初任者研修のような研修や、実務的な現場でのノウハウを伝える研修等を実施することが望ましい。	子ども家庭支援センター	児童相談所主催の新任者研修をはじめ、外部の専門機関の研修を積極的に活用し、制度に関する知見を深めていきます。現場のノウハウ取得については、児童相談所への実地研修（2週間）に平成22年度から参加しており、今後も引き続き参加することとしています。 令和2年度より階層ごとの研修資料を課内でデータ共有し、常時閲覧できるようにし、技術向上に活用しています。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目			指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年5月8日時点）	対応状況区分
8	43	意見 6	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) ー イ マ ニュアル・研修の充実	今回の職員ヒアリングにおいて要望が多かった、児童や保護者に接する際の具体的な立ち振る舞い等について指南したマニュアルの作成や研修を実施することで、各職員の技術の向上につながる事が期待できるため、そのような方策を検討するのが望ましいと考える。	子ども家庭支援センター	相談受理後の調査について、既存のチェックリストを改善し、支援の初期段階における対象者の課題や、背景等の把握について技術の平準化を図っているところです。 庁内外研修への参加については年度当初から計画的に取り組むとともに、児童面談及び保護者対応については、係長等経験豊富な職員や心理士と一緒に対応することで経験値を得られています。	措置報告済
9	44	意見 7	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(2) ー イ 職員の業務の質・量の適正化について	各ケースワーカーの担当ケース数については、ケースワーカーによってバラつきはあるものの、特段、大きな不満は挙がっていなかったため、現状で特に問題があるようには見受けられなかった。 もともと、ケースの割り振りについて、地区毎の偏りが大きくなった場合には、地区に捉われない柔軟な割り振り方法を今後検討することが望ましい（合理化の観点からする意見）。	子ども家庭支援センター	担当ケース数については他律的であり、時々刻々と変化していますが、一担当者につき30～40ケースを担当することとしています。支援の進行管理を行う要対協実務者会議はブロック（東西南北）単位で実施しており、関係機関もそれぞれ異なるため、ケースワーカーの持ち件数の平均化については、基本的にブロック内で行うことが肝要ですが、やむを得ない場合は、ブロックを越えてサポート体制をとるようにしています。	措置報告済
10	44	指摘 3	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(2) ー イ 職員の業務の質・量の適正化について	職員からも要望が高かったが、電話に應對しながらケース記録入力ができるヘッドフォンセットについて、それほど値段も高いものではないため、その購入を検討すべきである（合理化、3Eの観点からする指摘）。	子ども家庭支援センター	今回の御指摘を踏まえまして、令和2年度において、ヘッドフォンセットを試行的に4台導入いたしました。実際に職員が利用した結果、電話に應對しながらケース記録入力が可能となり、好評だったため、今後も順次導入を進めていくことといたしました。	措置報告済
11	47	意見 8	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	三 子ども家庭支援センター職員の労務体制		時間外勤務の多寡については、担当している地区のその時の状況によって、また、ケースそのものの緊急度・重要度・困難度等によって、さらに、その職員の経験値等によっても大きく左右されるものであり、一概に時間数のみでもって比較できるものではない。もともと、それでも、現在、職員によって大きな差が出ている状況であることは否めない。 より適切なケース配分、職員間の事務配分等1人の職員に負荷がかかり過ぎないように配慮されることが望ましいと考える。	子ども家庭支援センター	担当ケース数については平準化するよう対応しているところです。また、事務配分についても同様の対応をしているところです。時間外勤務については、虐待通告対応は他律的で、即時性が求められることから、一時的に一部の職員に負荷がかかる状況は回避できませんが、職員間で役割分担するなど調整をしています。	措置報告済
12	48	意見 9	第1 高知市における虐待対応窓口の現状について	三 子ども家庭支援センター職員の労務体制		休日・夜間電話当番の待機中すべての時間に手当を支給することは困難であるとしても、当番待機中には、職員の私的な時間において種々の制約が生じることから、ゴールデンウィーク、正月休み等の長期休暇に限っては手当を支給する等の一定の給付措置を検討することが望ましい。	子ども家庭支援センター	長期休暇中における緊急電話対応については、結果的にそのほとんどが待機時間であるものの、即時性を求められていることから、日常生活に制限がかかっていることは御指摘のとおりです。 時間外手当や特殊勤務手当については、実働した場合に支給されるものであるため、待機時間への支給は指摘されている状況を踏まえたとしても困難です。リモートワーク促進により、電話対応のみで可能なものにつきましては、自宅での経過の確認や記録等の作業ができるようになり、出勤しての対応や、事務負担は軽減されています。	対応困難

No.	頁	指摘/意見	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年5月8日時点）	対応状況区分
13	79	意見 10	第2 高知市における虐待相談から支援に至るまでの流れについて	二 高知市の虐待相談・通告から支援に至るまでの実態 3 子ども家庭支援センターで作成・使用されている書類	子ども家庭支援センター	転居時における自治体間での緊急度の共有については、児童虐待の死亡事例の検証報告においても必要性が指摘されています。 対象者は県内移動のみでなく、県外にも移動するため、全国で統一した指標を設けていただくよう、今後、機会あるごとに国や県に対し、要望していく必要があると認識しています。	対応困難
14	106	意見 11	第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について	八 高知市における要対協の状況について ア 実務者会議について	子ども家庭支援センター	実務者会議が実効性のあるものになるよう、子ども家庭センターにおいても試行錯誤していることは評価できるが、それでもなお、単なる報告会で終始している側面は否定できない。より実効的な会議となるよう、会議に参加するメンバーの再度の見直しや、議事進行方法の改善等会議のあり方を工夫して、活発な議論ができる場となることが望ましい。	措置報告済
15	107	意見 12	第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について	八 高知市における要対協の状況について ア 実務者会議について	子ども家庭支援センター	協議する件数が、その時期によって、地域に偏りが出てくることはやむを得ないことであり、また、件数が多い時には、会議の時間を延長する等して協議時間が確保出来るように対応しているとのことであるが、それでも、対応に限りが出てくることは十分に予想されるものである。 <u>実務者会議がより実効的な会議となるよう、状況を見ながら、区割りの見直しや区割りの細分化等も検討されることを望む。</u>	措置報告済
16	107	意見 13	第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について	八 高知市における要対協の状況について イ 個別ケース会議について	子ども家庭支援センター	各関係機関においては、前後の流れがわからず、事前準備もできないまま会議に出席することになり、会議での発言内容も、主観的な印象や感想、その場の思いつきになってしまっているのではないかと懸念される。 <u>以上の点に鑑みると、個別ケース検討会議の実施の是非や、ケース会議への招集団体の選択等について、内部の基準を作ること、会議開催にあたっては、会議の議題や目的を明確にして、事前に資料送付等を行うこと、会議実施にあたっては、会議録を作成して、各関係機関の間で共有することが望ましいと考える。</u>	措置報告済
17	107	意見 14	第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について	八 高知市における要対協の状況について イ 個別ケース会議について	子ども家庭支援センター	会議の招集手続においては、事実上の日程調整は電話等で行うとしても、追って、議題を記載した招集通知を発送し、会議資料を事前に送付する、その資料には各関係機関において検討してきて欲しいことなどが共通のシートに記載されている等の工夫をすれば、 <u>会議がより効率かつ実効的に運営でき、短時間で実りのある会議となることが期待できる。</u> 個別ケース検討会議は年間300回程度開催され、約半数が子ども家庭支援センター主催となっており、即時開催する場合もあり、招集通知の発送は実務上困難です。会議では共通シートを使用しており、その時点の課題や、今後の方針について記録をしています。継続するケースについてはそのシートを関係機関各担当者は保管しており、会議の都度、課題整理やこれまでの支援状況の報告については最小限かつ効果的に協議されているものと考えています。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目			指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年5月8日時点）	対応状況区分
18	108	指摘 4	第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について	八 高知市における要対協の状況について	イ 個別ケース会議について	会議録を作成して、それを各関係機関と共有することで、各関係機関との問題点の共有、支援方針の共有、次回までのスケジュール等認識を統一することが期待できる。	子ども家庭支援センター	御指摘を踏まえ、会議の終了時及び終了後に、議事録（意見集約した紙面）を参加機関に提示して、協議事項の共有と確認を行っている。	措置報告済
19	109	意見 15	第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について	八 高知市における要対協の状況について	ウ 職員の事務分担について	子ども家庭支援センターの職員は、各ケースにおいて、関係機関の調整役と支援の実施役の双方の役割を担っている。 現在1ケースにつき、担当を1人決め、同一ブロック内でサポートするという体制を取っているようであるが、一人二役を担うことが職員の負担となることも懸念される。 そこで、内部の事務分担として、関係機関の調整役と支援の実施役を分けてケースに対応するという体制作りも考えられることから、そういった事例がないか他の自治体の調査・研究等も行っており、よりよい体制が構築されることを望む。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターは、調整役であると同時に支援を実施する機関でもあります。関係機関との円滑な連携を行うためには、顔の見える関係が十分に構築されている必要があり、電話連絡だけでなく、現地へ赴き関係づくりを行っています。したがって、役割分担については最小限で行うことが効果的であると認識しており、御指摘の事項に関しては現時点で対応しかねます。なお、四国内県庁所在地3市に確認しましたが、調整担当職員を専任で配置している自治体はありませんでした。	対応困難
20	115	意見 16	第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について	八 高知市における要対協の状況について	4 要対協へのケース登録及びケース終結の手順	児童相談所と子ども家庭支援センターの互いの理解促進のため、行政の適正な事務執行のため、個別ケースの中でも特徴的なケースや参考になるケース等について、管理終結後に、その場面場面における事務執行が適切だったのか、なぜそのような判断をしたのか等個別ケースの振り返り会や事案検討会等の勉強会を、定期的に開催するのが望ましいと考える。	子ども家庭支援センター	児童相談所との共通認識については重要であると認識していますが、終結・継続案件の振り返りについては、現在、重大案件、対応困難ケースなど、案件に応じて個別・不定期に実施しており、定期的に行うことは時間的に極めて困難であると認識しています。	対応困難
21	117	意見 17	第3 高知市の要保護児童対策地域協議会について	八 高知市における要対協の状況について	5 長期管理ケースについて	要対協（高知市要保護児童対策地域協議会）における管理が長期間に及んでいるということは、ケースによっては、それだけ実効性のある支援ができていないことの表れとも指摘できる。 もちろん、期間の長さだけで判断できるものでないことは十分に承知しているが、管理期間に比べ個別ケース検討会議の開催頻度が少ないとか、状況に変化がなく数年間経過している等の事案の中には、漫然とした管理が継続している可能性も否定できない。 したがって、管理が長期化しているケースについて、その支援のあり方につき、再検討することを目的とした会議の設置等管理のあり方の見直しをする機会を設けることが望ましいと考える。	子ども家庭支援センター	長期間管理しているケースのほとんどは施設入所中のケースであり、家庭環境が整わない等の理由によるものですが、入所施設が原則として毎年立てる援助方針について、入所措置を行った児童相談所が確認することとなっています。年に1回程度、児童相談所、施設担当職員、市が入所児童の支援方針について協議する際に本市は必要な助言を行っており、支援の在り方もその中で検討しております。施設からの自立退所等、要対協管理の必要性が低いケースによっては、児童相談所と協議の上で要対協管理を終結しております。 また、在宅支援ケースについては、実務者会議や必要に応じて個別ケース会議を開催し、実効性のある支援方針について協議をしています。	措置報告済
22	124	指摘 5	第4 高知市が外部委託している事業・業務について	一 児童虐待対応研修		前述の通り、年間合計11回の講義を実施し、1回の講義時間は3時間であるから、単純計算で、1時間あたりの委託料は2万円となる。 講師1名に対する謝礼は1万円であり、講師の経歴・経験・知識に照らせば妥当である。 もっとも、委託先から提出された事業精算額内訳書によると、賃金の項目において、その内訳として、単価7,000円で、53日間とされているところ、その根拠が不明であるため、この点を委託先より明らかにしてもらう必要がある。	子ども家庭支援センター	令和2年度の委託を実施する際、事業見積書に金額の積算根拠を明確に記載することとし、それを基に確認を行いました。	措置報告済

No.	頁	指摘/意見	項目		指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年5月8日時点）	対応状況区分
23	124	意見 18	第4 高知市が外部委託している事業・業務について	一 児童虐待対応研修	平成30年度高知市児童虐待対応研修業務実施報告書添付の事業成果報告書を見ると、「全講義を網羅できたのは、受講者の約半数であり、スケジュール調整が難しさを感じる。」という反省点が挙がっていた。 この点については、講義形式のものや基本的な部分については、資料を提供やビデオ撮影を行い、参加できなかった者でも、後で受講できるなどの工夫があるとなお良いと思われる。	子ども家庭支援センター	参加できなかった受講者には資料を提供することとし、急な不参加については代替参加を可能といたしました。研修の目的には知識の習得のみでなく、子どもを守る地域のネットワークの強化も含まれます。今後もメリット・デメリットを見極めながら、受講率向上に努めてまいります。	措置報告済
24	147	指摘 6	第4 高知市が外部委託している事業・業務について	四 児童相談システム	特に、児童相談システム運用保守に関する業務委託契約については、年間505,950円であるため、保守の段階での情報漏洩の場合は、委託業者に対して、賠償責任を問うことができる範囲が極めて限定的となるリスクが存在している。 一方で、責任を重く問う契約内容となれば、児童相談システム運用保守に関する業務の委託先を失う可能性もある。 この点のリスクを十分に検討した上で、契約書の内容を改訂すべきである。	子ども家庭支援センター	令和2年度より損害賠償に係る契約条文を内容を次のように見直しました。 （損害賠償） 第23条 乙は、本契約の履行に伴い甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲及び乙は、その損害の原因及び損害額等について協議するものとし、協議の結果、当該損害の原因が乙の責めに帰するものであると判断された場合、乙は賠償責任を負うものとする。 2 前項において、乙が負担する賠償額の限度は委託料とする。ただし、乙の故意又は重過失による場合はこの限りでない。	措置報告済

令和元年度包括外部監査指摘事項等に対する措置等の処理状況一覧（令和6年度）

令和元年度包括外部監査テーマ：児童虐待関連施策に関する事務の執行について

指摘事項等：24項目（指摘6，意見18）

					各課への照会結果 (※指摘：●，意見：○)				
No.	頁	項目	該当課	項目	検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難
1	29	一 子ども家庭支援センターの見学	1 職場環境	子ども家庭支援センター	指摘 1	●			
2	31	一 子ども家庭支援センターの見学	3 ケース記録の保管状況	子ども家庭支援センター	指摘 2			●	
3	31	一 子ども家庭支援センターの見学	3 ケース記録の保管状況	子ども家庭支援センター	意見 1			○	
4	40	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) - ア 人員配置について	子ども家庭支援センター	意見 2	○			
5	41	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) - ア 人員配置について	子ども家庭支援センター	意見 3	○			
6	41	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) - ア 人員配置について	子ども家庭支援センター	意見 4	○			
7	42	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) - イ マニュアル・研修の充実	子ども家庭支援センター	意見 5			○	
8	43	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(1) - イ マニュアル・研修の充実	子ども家庭支援センター	意見 6			○	
9	44	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(2) - イ 職員の業務の質・量の適正化について	子ども家庭支援センター	意見 7			○	
10	44	二 子ども家庭支援センター職員の労働環境	(2) - イ 職員の業務の質・量の適正化について	子ども家庭支援センター	指摘 3			●	
11	47	三 子ども家庭支援センター職員の労務体制		子ども家庭支援センター	意見 8			○	
12	48	三 子ども家庭支援センター職員の労務体制		子ども家庭支援センター	意見 9				○
13	79	二 高知市の虐待相談・通告から支援に至るまでの実態	3 子ども家庭支援センターで作成・使用されている書類	子ども家庭支援センター	意見 10				○
14	106	八 高知市における要対協の状況について	ア 実務者会議について	子ども家庭支援センター	意見 11			○	
15	107	八 高知市における要対協の状況について	ア 実務者会議について	子ども家庭支援センター	意見 12			○	
16	107	八 高知市における要対協の状況について	イ 個別ケース会議について	子ども家庭支援センター	意見 13			○	
17	107	八 高知市における要対協の状況について	イ 個別ケース会議について	子ども家庭支援センター	意見 14			○	
18	108	5 長期管理ケースについて	イ 個別ケース会議について	子ども家庭支援センター	指摘 4			●	
19	109	5 長期管理ケースについて	ウ 職員の事務分担について	子ども家庭支援センター	意見 15				○
20	115	5 長期管理ケースについて	4 要対協へのケース登録及びケース終結の手順	子ども家庭支援センター	意見 16				○

					各課への照会結果 (※指摘：●，意見：○)					
No.	頁	項目		該当課	項目	検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難
21	117	5	長期管理ケースについて	5	長期管理ケースについて	子ども家庭支援センター	意見	17		○
22	124	—	児童虐待対応研修			子ども家庭支援センター	指摘	5		●
23	124	—	児童虐待対応研修			子ども家庭支援センター	意見	18		○
24	147	四	児童相談システム			子ども家庭支援センター	指摘	6		●

項目	総計	検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難	未処理
指摘	6	1	0	0	5	0	1
意見	18	3	0	0	11	4	3
合計	24	4	0	0	16	4	4